

平成27年第1回(5月)上牧町議会臨時会会議録

議事日程

平成27年5月12日(火)午前10時開会

- 第 1 仮議席の指定について
- 第 2 議長選挙について
- 第 3 副議長選挙について
- 第 4 会議録署名議員の指名について
- 第 5 議席の指定について
- 第 6 会期の決定について
- 第 7 常任委員の選任について
- 第 8 議会運営委員の選任について
- 第 9 報第1号 専決処分報告について
平成26年度上牧町一般会計補正予算(第6回)について
- 第10 報第2号 専決処分報告について
上牧町税条例等の一部を改正する条例について
- 第11 報第3号 専決処分報告について
上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第1号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

第1から第12まで議事日程に同じ

- 追加日程第13 上牧町財政問題特別委員会の設置及び委員の選任について
- 追加日程第14 上牧町ごみ処理問題特別委員会の設置及び委員の選任について
- 追加日程第15 静香苑環境施設組合議員の選出について
- 追加日程第16 常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について
- 追加日程第17 議員の派遣について

追加日程第 18 議第 2 号 議会選出監査委員の選任について

出席議員（12名）

1番	長岡照美	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	辻誠一	6番	富木つや子
7番	康村昌史	8番	服部公英
9番	堀内英樹	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	田中一夫
教育長	松浦教雄	総務部長	西山義憲
総務部理事	為本佳伸	都市環境部長	下間常嗣
都市環境部理事	田中雅英	住民福祉部長	藤岡季永子
保健福祉センター館長	今西奉史	水道部長	大東四郎
教育部長	藤岡達也	総務課長	阪本正人
税務課長	五藤博行	徴収課長	山口敬嗣
まちづくり推進課長	杉浦俊行	保険年金課長	木村博行

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	脇屋良雄	書記	山下純司
--------	------	----	------

開議 午前10時02分

○議会事務局長（脇屋良雄） おはようございます。議会事務局の脇屋です。

本臨時会は一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が議長の職務を行うこととなっております。年長の堀内議員をご紹介します。よろしくお願いいたします。

（堀内英樹議員 議長席着席）

○臨時議長（堀内英樹） おはようございます。ただいま紹介されました堀内でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

————— ◇ —————

◎開会の宣告

○臨時議長（堀内英樹） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回上牧町議会臨時会を開会いたします。

————— ◇ —————

◎開議の宣告

○臨時議長（堀内英樹） これから本日の会議を開きます。

東議員。

○11番（東 充洋） このマイクの分なんですけど、これ、オンにした方がいいんですかね。オフのままのほうがいいんでしょうか。

○臨時議長（堀内英樹） オン、オフはマイクのスイッチではなく、出席のスイッチということで、本日は閉鎖されております。

○11番（東 充洋） そしたらもう、そのままでもいいですね。

○臨時議長（堀内英樹） そのままで結構だということで、よろしゅうございますか。

○11番（東 充洋） 結構です。

○臨時議長（堀内英樹） それでは、次にまいります。

◇

◎町長の挨拶

○臨時議長（堀内英樹） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

平成27年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様には早朝よりご参集をいただき、まことにありがとうございます。

さて、皆様方は先月の統一地方選挙におきまして、住民の代表として選ばれましたことにつきまして、心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。これからも、まちづくり基本条例、議会基本条例を柱として、議会の場を通じまして、お互い議論を深め、よりよい上牧町をつくり上げていきたいと考えております。どうぞ、皆様方、今後とも一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

報第1号、報第2号、報第3号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、報告をするものでございます。内容につきましては、報第1号は、平成26年度上牧町一般会計補正予算（第6回）でございますが、歳入歳出予算の総額に移動がなく、平成26年度上牧町一般会計補正予算（第5回）の地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）事業によります財源振りかえ1,484万円を減額し、同額を財政調整基金から繰り入れさせていただいております。報第2号は、地方税法の一部改正に伴う上牧町税条例等の一部改正でございます。報第3号は、地方税法施行令の一部改正に伴い、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議第1号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の名称変更によるものでございます。

以上のとおり案件を上程しております。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議の上、承認、議決賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

◇

◎議事日程の報告

- 臨時議長（堀内英樹） 挨拶が終わりましたので、お手元に配付しております議事日程のとおりに、議事を進めてまいりたいと思います。

◇

◎仮議席の指定について

- 臨時議長（堀内英樹） 日程第1、仮議席の指定について。
仮議席は、会議前に、くじにより決定した、ただいま着席の議席を指定いたします。

◇

◎議長選挙について

- 臨時議長（堀内英樹） 日程第2、議長選挙について。
これより議長の選挙を行います。
お諮りします。
選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法といたしましょうか。
東議員。

- 11番（東 充洋） 投票でお願いいたします。

- 臨時議長（堀内英樹） 投票という声でしたが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

- 臨時議長（堀内英樹） それでは、選挙は投票により行います。
議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

- 臨時議長（堀内英樹） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

5番、石丸議員、10番、遠山議員、12番、辻議員。以上の3名を指名いたします。よろしくお願ひします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○臨時議長（堀内英樹） 投票用紙の配付は終わりました。念のために申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○臨時議長（堀内英樹） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

(投票箱点検)

○臨時議長（堀内英樹） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

議席1番から順番に投票を願います。

(投票)

○臨時議長（堀内英樹） 投票漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○臨時議長（堀内英樹） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人の方、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長（堀内英樹） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、うち有効投票12票、無効投票はゼロ票です。有効投票のうち、吉中議員9票、服部議員3票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、吉中議員が議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（堀内英樹） ただいま議長に当選されました吉中議員が議長におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をします。

議長に当選されました吉中議員より、議長当選承諾並びに就任の挨拶をお願いいたします。
吉中議員。

(12番 吉中隆昭 登壇)

○12番(吉中隆昭) ただいまの上牧町議会議員改選後、初めての議長選挙で、私、吉中を議長に選んでいただき、ありがとうございました。心よりお礼を申し上げます。

議長選挙に手を挙げたとき、皆さんに約束しましたとおり、町民の意見はもちろん議員皆さんの目標、公約実現に向けて、議員みんなの知恵と協力を得ながら、上牧町議会基本条例を守り、理事者との議論を交わしながら、対外的な面も含め、バランスのとれた、町民にわかりやすい上牧町議会にしていくための調整役、まとめ役として頑張っていきますので、議員皆さん、そして理事者皆さんのご協力をお願い申し上げまして、議長承諾の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。(拍手)

○臨時議長(堀内英樹) 議長が選ばれましたので、議長と交代いたします。

議事運営にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時22分

○議長(吉中隆昭) それでは、再開いたします。



◎副議長選挙について

○議長(吉中隆昭) 日程第3、副議長選挙について。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

(「投票で」と言う者あり)

○議長（吉中隆昭） 投票という声がございましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（吉中隆昭） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、堀内議員、6番、東議員、9番、竹之内議員、よろしくをお願いします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（吉中隆昭） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（吉中隆昭） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

議席1番から順番に投票願います。

（投票）

○議長（吉中隆昭） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人の方、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（吉中隆昭） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、長岡議員9票、康村議員3票。

以上のとおりであります。

この選挙における法定得票数は3票であります。

よって、長岡議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(吉中隆昭) ただいま副議長に当選されました長岡議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。

副議長に当選されました長岡議員より、副議長当選承諾並びに就任の挨拶をお願いいたします。

(1番 長岡照美 登壇)

○1番(長岡照美) このたび副議長の重責を拝しました長岡照美でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。また、皆様に御礼を申し上げます。

まず初めに、副議長といたしまして議長の補佐をしっかりとさせていただき、議会運営を精いっぱい努めさせていただきたい、このように考えております。また、この4月の改選で議会の体制も新しくなりました。議員の皆様と常に協議をし、ご協力いただきながら、さらなる議会基本条例の活用をはじめ、議会改革を進めてまいりたい、このように考えております。今後とも皆様には大変お世話になりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。(拍手)

○議長(吉中隆昭) それではここで休憩いたします。

直ちに全員協議会を行いますので、委員会室をお願いいたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前11時23分

○議長(吉中隆昭) それでは、再開いたします。



◎会議録署名議員の指名について

○議長（吉中隆昭） 日程第4、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。遠山議員、竹之内議員、両名を指名いたします。よろしく願いいたします。



◎議席の指定について

○議長（吉中隆昭） 日程第5、議席の指定について、これを議題といたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

それでは発表いたします。

1番、長岡議員、2番、竹之内議員、3番、遠山議員、4番、牧浦議員、5番、辻議員、6番、富木議員、7番、康村議員、8番、服部議員、9番、堀内議員、10番、石丸議員、11番、東議員、12番、私、吉中です。

以上、ただいま申し上げましたとおり指定いたします。

なお、6月の定例議会までに、事務局の方で名札の差しかえを行いますので、本日の会議は、ただいま着席の仮議席のままをお願いしたいと思います。よろしく願いします。



◎会期の決定について

○議長（吉中隆昭） 日程第6、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。



◎常任委員の選任について

○議長（吉中隆昭） 日程第7、常任委員の選任について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいですか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員の選任については議長一任と決定いたしました。

それでは、私の方から常任委員を指名いたします。

なお、委員の定数につきましては、委員会条例第2条の規定により、総務建設常任委員6名、文教厚生常任委員6名となっておりますので、念のため申し添えます。

それでは発表します。

総務建設常任委員に、富木議員、堀内議員、東議員、遠山議員、牧浦議員、そして私、吉中でございます。以上6名。続きまして、文教厚生常任委員に、石丸議員、辻議員、康村議員、服部議員、長岡議員、竹之内議員、以上6名をそれぞれ選任いたします。

委員会におかれましては、委員長及び副委員長の互選を行っていただき、私の方に報告をお願いいたします。後ほどお願いします。



◎議会運営委員の選任について

○議長（吉中隆昭） 日程第8、議会運営委員の選任について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいですか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任については議長一任と決定いたしました。

それでは、私の方から指名いたします。

なお、定数につきましては、委員会条例第4条の第2項の規定により、念のため申し添えます。

議会運営委員に、富木議員、康村議員、堀内議員、辻議員、東議員、竹之内議員、以上6名を選任いたします。

委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたします。後ほど発表いたします。

この際、IT会議広報委員会につきましても、ほかの委員会同様選任したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいですか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、委員の選任については議長一任と決定いたしました。

それでは、私の方から指名いたします。上牧町IT会議委員に、富木議員、東議員、服部議員、康村議員、遠山議員、竹之内議員、以上6名を選任いたします。

続きまして、広報委員について指名いたします。広報委員に、長岡議員、石丸議員、辻議員、康村議員、牧浦議員、遠山議員、以上6名を選任いたします。

各委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いします。後ほど発表いたします。

暫時休憩。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

○議長（吉中隆昭） それでは、再開いたします。

◇

◎報第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第9、報第1号 専決処分報告について、平成26年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 報第1号 専決処分報告について。

平成26年度上牧町一般会計補正予算（第6回）については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、報告し、承認を求める。

平成27年5月12日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（西山義憲） 報第1号 専決処分報告について、説明いたします。

専第2号 平成26年度上牧町一般会計補正予算（第6回）につきましては、本年3月18日の全員協議会で説明させていただきました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）事業について、平成26年度内に事業の財源振りかえを行う必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成27年3月27日に専決処分させていただいたものでございます。

財源振りかえの内容は、歳入で国庫補助金の一部1,484万円を減額し、同額を財政調整基金から繰り入れとさせていただいております。歳出の事業別では、消防費の災害対策費、乳幼児・子ども防災備品整備事業で国費94万1,000円の減額、教育総務費の事務局費、外国語指導助手委託事業では、逆に国費23万円を増額、幼稚園費では、幼稚園の空調整備、保健室改修、図書の整備、遊具、保育備品の整備等の事業で1,412万9,000円の国費を減額とさせていただいております。なお、減額した国庫補助金につきましては、同額を平成27年度の補正予算に計上させていただき、追加事業として実施する予定でございます。

以上の内容で専決処分をさせていただいておりますので、ご報告申し上げ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 石丸典子です。

今回の減額で、専決処分で行われたということですが、これは3月議会でも議題になったものでありますが、地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金のうちの地方創生先行型ということで、原則ソフト事業ということで、これは減額されたというふうに記憶しております。平成27年度にこの交付金が約1,500万円回されるということになりますけれども、平成27年度に回す分も含めて、この活用について今どういう内容が検討されているか、簡単にご説明お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） 今のご質問でございます。

この内容につきましては、3月18日の、先ほど総務部長の方から説明がございました全員協議会の方でも説明をさせてもらっております。この中におきまして、地域における保育環境改善事業の補助金、それと、避難行動要支援者啓発パンフレットの作成事業、それと、自治防災組織、乳幼児・子ども防災備品整備補助金等が27年度の補正に回させていただく予定として考えております。

○議長（吉中隆昭） よろしいですか。

○10番（石丸典子） はい、結構です。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

辻議員。

○5番（辻 誠一） 辻でございます。

中身は、事業はよろしいかと思うんですけど、国の方の国庫補助金ですか、これ、あるときになったら急に削減してくるわけなんですけどね。何かその理由というか、これは国の通達でやむを得ないものかお聞きします。といいますのは、前回、道路整備事業を国の補助金がいただけなくて、26年度に予定しとったところができなかつたとかございましたね。こういうのは、突然、国から言ってくるものか、あるいは何か根拠があって言ってくるのか。それか、当初の見込みが少し甘かつたとかね。この辺の、担当者の方の説明をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） この部分の交付金におきましては、まち・ひと・しごと創生事業の部分で、この部分の地方創生先行型事業におきましては、国の方の部分としましては昨年度

からいろいろ計画をされておりました。その部分につきまして町当局に通知がありましたのが、ことしの2月、3月前半ぐらいだったと記憶はしておるわけでございます。その部分で、国の方からこの部分の交付金が示されてきた内容につきまして、いろいろ担当課、町内部局でも協議をさせていただいたわけでございますが、先ほど石丸議員の方からもありましたように、ハード面の部分につきましては、なかなか国の方としましても認めていただけなかったご事情がございます。その部分につきまして、ご指導等いろいろ仰がせていただきました。その部分につきまして検討させていただいた中で、ハード部分とそのソフト事業を1つのパッケージにすれば補助金が交付できるのではないかというふうなご意見もいただきましたので、その部分を検討させていただきまして、平成26年の第5回の補正及び第6回で財源の振りかえをさせていただいたというふうな内容が、その地方創生先行型部分につきましての大きな流れでございます。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） わかりましたが、結局その最終段階の詰めのところ、それは国に認められなかったと、こういう解釈でいいんですか。

○議長（吉中隆昭） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） 初め、いろいろ国の方から示されてきた部分につきましては、ハード部分につきましても該当するであろうというふうな形でもらっておったわけなんでございますが、その部分を、再度、国の方に提出いたしましたところ、そのハード部分につきましてはなかなか認めてもらえなかったというふうな部分がありましたので、その部分を再度検討させていただき、第6回の財源を振りかえさせていただいたというような内容でございます。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） わかりました。結構でございます。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 続きまして、日程第10、報第2号 専決処分報告について、上牧町税条例等の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(脇屋良雄) 報第2号 専決処分報告について。

上牧町税条例等の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、報告し、承認を求めます。

平成27年5月12日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長(吉中隆昭) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(西山義憲) 報第2号 専決処分報告について説明いたします。

専第3号 上牧町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に成立し、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行されるため、上牧町税条例も一部を改正し、平成27年4月1日から施行する必要がありますので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成27年3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、今回の改正内容について説明いたします。

まず、第1条の改正といたしましては、31条では、法人住民税均等割に係る部分の法律改正に伴い、所要の改正措置を行っております。

次に、第48条、第50条につきましては、法人税法改正に伴う所要の措置で、第57条、第59条につきましては、法律の条ずれに伴います改正でございます。

次に、附則第7条の3-2につきましては、個人住民税における住宅ローン減税制度の適

用期限を1年6カ月延長される法律改正でございます。

次に、9条の2につきましては、ふるさと納税の申告手続の簡素化特例についての規定で、法律改正に合わせての新設でございます。

次に、附則第10条の2につきましては、わがまち特例の創設に伴う規定の創設でございます。

次に、附則第11条、第11条の2、第12条、第12条の2につきましては、土地に対する固定資産税等の負担調整措置が3年間延長されることによる改正でございます。

次に、附則第13条につきましては、同じく農地に対する固定資産税の特例を3年延長されることによる改正でございます。

次に、附則第15条につきましても、特別土地保有税の特例を3年延長されることによる改正でございます。

次に、附則第16条につきましては、軽自動車税の税率の軽減特例に関する法規定の新設に合わせての条文の新設でございます。

次に、第2条の改正につきましては、第1条で改正の附則第16条、軽自動車税に関する規定の軽減措置を整理したものでございます。

以上の内容で専決処分をさせていただいておりますので、ご報告を申し上げ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 4番、牧浦です。

1点だけお願いいたします。きょうの税制改正について、議会資料として新旧対照表をいただいておりますが、附則第9条関係と附則16条関係を新旧対照表に基づいてもう少し詳しく説明願いたいんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 税務課長。

○税務課長（五藤博行） ただいま牧浦議員から、議会資料の税条例の新旧対照表に基づいて、附則第9条関係、16条関係を詳しく説明していただきたいということでございます。

それでは、新旧対照表の7ページ、お願いいたします。

附則第9条は、ふるさと納税について、個人住民税の寄附金控除に係る申告の特例を新たに規定したものでございます。内容については、いわゆるふるさと納税ワンストップ特例制

度という制度が創設されます。この制度は、本来、確定申告が不要であります給与所得者について、ふるさと納税を行った自治体数が5団体以内の場合、ふるさと納税を行った自治体に申請することによって、ふるさと納税に係る寄附金控除が受けられる制度であります。特に、第9条はこの手続について規定してあります。

第1項につきましては、確定申告を行わない給与所得者等は、寄附金を実施する際、寄附金を受領する自治体の長に対し、申告特例通知書を送付することを求めることができるというものであります。

8ページをお願いいたします。第2項は、寄附金を受領する自治体の長に対し、申告特例通知書を送付することを求めた寄附者は、町民税の賦課期日1月1日までに、住所、氏名等規定事項に変更があった場合についての事項を、受領した自治体の長に届けなければならないとするものでございます。

3項につきましては、申告特例の求めを受けた自治体の長は、寄附者の住所地の市町村長へ申告特例通知書を送付しなければならないというものであります。

続きまして、第4項は、申告特例の求めを行った者が、確定申告が必要となった場合、申告特例の求め、申告特例通知書の送付についてはなかったものとみなすというものであります。この場合において、申告特例通知書の送付を受けた住所地の市町村長は、申告特例の求めを行った者に対し、その旨を通知するというものであります。

9ページをごらんください。附則第9条の2でございます。ふるさと納税を行い、かつ申告特例通知書の送付があった町民税所得割の納税義務者について、寄附金税額控除として所得割の額から控除することを規定したものであります。

続きまして、15ページでございます。15ページの附則第16条は、軽自動車税の税率の特例について規定しているものでありますが、グリーン化特例が新たに導入されたことにより、税率の軽減を行うものであります。平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車につきまして、その燃費性能に応じて税率の軽減を行うものであります。

1項でございます。電気自動車及び天然ガス自動車は75%の軽減。2項で、平成32年度燃費基準値にプラス20%以上達成者には50%の軽減。3項といたしまして、32年度燃費基準達成者は25%の軽減となるものであります。一例といたしまして、軽自動車税四輪乗用で説明いたします。ことし4月以降、新規に取得された場合の車の税金は、本来1万800円となりますが、その車が電気自動車であれば、75%軽減されまして2,700円となります。また、平成32年度燃費基準プラス20%達成者であれば、1万800円が50%軽減され5,400円となります。ま

た、32年度燃費基準達成者であれば25%軽減され、1万800円の税額が8,100円となるものがあります。

以上、新旧対照表に沿って説明させていただきました。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 大変よくわかりました。どうもありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 石丸典子です。

今回の上牧町税条例の改正で、専決で行われるんですが、特に住民に関係するところは、今、さきの議員からも質疑がありました附則第9条のところのふるさと納税に係る申告の簡素化という部分と、あとは、固定資産税の税率の特例ということで、据え置き3年延長というところと、あと、軽自動車税の軽減税率というところが主なところだと認識をしているところです。

まず附則第9条のところでお伺いいたしますが、申告の簡素化とともに控除の割合が少し引き上がると思いますけれども、それはどのようになりますか。ふるさと納税を行うことにより、個人住民税所得割額が、現在、1割の控除となっていると思いますが、これがどのようになるかということの説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 税務課長。

○税務課長（五藤博行） 今回、特例制度の改正にございまして、10%から20%に限度額が変わっております。

○10番（石丸典子） 結構です。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

東議員。

○11番（東 充洋） 軽自動車税のところなんやけど、これは四輪のところは、今、説明があったところなんやけども、バイクの場合はどないなんですか。

○議長（吉中隆昭） 税務課長。

○税務課長（五藤博行） バイクにつきましては昨年の定例議会にて増額の承認をいただいたわけなんですけど、今回1年間延長ということの改正になっております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。1年間延長されるということなんですけども、これは

改正されたらバイクはその倍になるんやね。それが、今回の措置で1年間延長されたということになるという理解でよろしいですね。

○議長（吉中隆昭） 税務課長。

○税務課長（五藤博行） おっしゃったとおりでございます。

○11番（東 充洋） 了解。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

辻議員。

○5番（辻 誠一） 先ほども議員がいろいろお聞きされたんですが、私、1点ね。附則第16条、軽自動車税の税率のところ、これ、影響額といいますか、28年度からは今に比べてどのぐらい、どう影響するのか。ざっと粗いところで結構ですから、この改正によってどうなるんですか。

○議長（吉中隆昭） 税務課長。

○税務課長（五藤博行） 影響額というところでございます。これにつきましては、新車でございますので、平成27年4月からというところでございますので、まだ新車の報告が軽自動車税協会から届いておりません。ですので、台数等については今のところ詳細のことはわかっておりません。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） そうすると、26年度に比べまして、まだはっきりしないとわからないということで、大体の予測ぐらい、例えば、どのぐらい減るとか、どのぐらいふえるだろうとかいう、あらの感触はないですか。

○議長（吉中隆昭） 税務課長。

○税務課長（五藤博行） これにおきましては平成27年の4月1日からの分でございますので、恐らく4月1日でしたら平成27年度課税になりますので、恐らく2日以降の方が多んじゃないかと思えます。2日以降でございましたら平成28年度課税になりますので、平成27年度におきましては予算どおりでいくんじゃないかと考えております。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） わかりました。お聞きしておきます。注目していきたいと思えます。終わります。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

ここで午後1時まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（吉中隆昭） それでは、再開いたします。



◎報第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第11、報第3号 専決処分報告について、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 報第3号 専決処分報告について。

上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、報告し、承認を求める。

平成27年5月12日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 報第3号 専決処分報告について説明いたします。

専第4号 専決処分書。上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

内容について説明いたします。

今回の上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正させていただくものでございます。改正の内容でございますが、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の51万円から52万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の16万円から17万円とし、介護納付金課税に係る課税限度額を現行の14万円から16万円に改め、低所得者に係る保険税減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更でございます。

条例の適用につきましては、平成27年4月1日からとさせていただきます。

以上、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 石丸です。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということで、専決処分で行われますが、限度額の増額ということで、はっきり言って住民負担増です。医療分については1万円の増額、後期高齢者支援金分については1万円の増額、介護納付金分については2万円ということで、合計で4万円、限度額の総額が81万円から85万という額になります。上牧町の国民健康保険税は、今年度から資産割が廃止となりました。医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分、全ての資産割をなくすということで、一定の資産がある方については、この分は減税となりますけれども、限度額が上がりますので、結果的には一定の所得がある方については増税ということになると思われませんが、この限度額85万円の対象者はどのぐらいになるかをお聞きしたいと思います。

ちなみに、介護保険料も今年度第5期ということで、改定で、所得の階層が10階層になりまして、特に所得の多い方についてはかなりの負担増となっていますので、確かに低所得者

対策は行われてきておりますけれども、一定の所得のある方についてはかなりの負担になってきているということで、限度額を上牧町独自に条例を、制定して上げる必要があったのかどうかということも疑問を感じるころですが、対象者、それと、住民負担増に対するお考えをお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 改正による影響、対象者でございますが、平成26年度ベースの試算でございますけれども、医療費分、後期支援分で4世帯の減になっております。介護分では1世帯の減を見込んでおります。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 前年度に比べて対象者が減ってきているという理解でよろしいですね。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） そのとおりでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） わかりました。地方税法の施行令に伴う改正ということでお聞きをしておきます。

以上です。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 続きます、日程第12、議第1号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 議第1号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成27年5月12日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） それでは、議第1号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、改正理由をご説明いたします。

上牧町手数料徴収条例第2条において、手数料の種類及び金額が明記されており、第13項において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第13条の規定に基づく鳥獣飼養許可証の交付、更新、再交付の手数料が定められております。今回の改正につきましては、徴収の根拠となる法律の名称変更による条例改正でございます。議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

堀内議員。

○9番（堀内英樹） 堀内です。

今、提案理由の説明があったんですが、この名称変更の根拠になる法律というのは平成14年法律第88号ということですね。この法律ができてから既に丸々12年経過しています。なぜ、この平成14年制定の法律に基づく一部改正が今日になったのかと。そここのところの説明をお願いしたい。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） これにつきましては、期限と申しますか、この変更の期限なんです、28年の5月30日までという中での改正という部分がございます、今臨時議会に提出させていただいたというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 期限は28年の5月ということですが、もっと早くできたのではないのかということです。そこを聞いているんです。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 今、堀内議員がおっしゃいます法律の改正があって、期限がございましたんですけども、近隣町村、こちらの方をいろいろ調査もいたしました。その中で、先ほど私が申しましたように、27年5月までの改正というところで、既に今年度の3月議会で訂正された市町村もございますし、それ以降というところで5月30日までに改正すればいいというところで、本町については今回この臨時議会の中で提出をさせていただいたというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） この一部改正そのものは結構なんです。ただ、名称と言いながら、相当期間がたっているわけですね。当然、考え方からいけば、こういうふうに法律が変われば、名称変更されれば、その時点で改正するのが本来のあり方と私は考えますが、その点はいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 今、堀内議員からのご指摘のとおり、改正があれば、即、次の議会に提出するというのが筋ではないかなというふうに思うんですが、今後については早急に、そのように対応していきたいなというふうには考えております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） そこでお尋ねしたいんですが、こういう上位あるいは関連する法律の改正とか、そのほかいろんな制度が変わることによって、あるいはまた、新しい法律ができたその時点で条例改正しなきゃいけないとか、こういう他の法律あるいは法制度との関連で改正が必要な場合というのは結構あるんですね。そういったコントロールというか、つまり、法務をどういうふうにして町として情報を集め、そして、当然それによって町の条例であるとかそのほかのいろんな制度、規則なんかも含まれますね。そういった改正をやるという、そういうコントロールをどこでやっておられるのか。あるいは法務担当の部署が、あるいはまた職務としては法務担当の係とか、そういった体制ができていますのかどうか。その点はいかがですか。これは総務部長にお聞きした方がいいかな。いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） ただいま2点ほどご質問されたと思うんですけども、第1点目の部分につきましては、総務課の方でやっている分もございますし、また各担当、先ほどございました国民健康保険税等々もございます。各担当の方に、県なり、それから法改正の部分について、連携を図って運用しておるところが現在の状況でございます。

それと、2点目でございますが、チェックと申しますか、法務関係につきましては、現在、総務部総務課の方で、係の方でやっておるのが現状でございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） こういったことが起こるといことは、恐らく気がつかなかったということだろうと思います。期限が来たので、他町等の動きからこういう改正になったというふうに理解します。したがって、今後この法務に関しては、やはり中枢になる、例えば、総務なら総務の中で法務関係をきちっと担当する係あるいは担当者という体制をぜひ組まれて、そして、こういった各部門にわたるものは部門で、やはりそういう法律の改正とか、制度の改正等をチェックすることも仕事のうちに入れて、原課において、担当課において、そして両方で突き合わせしていくというぐらいの慎重さが求められると私は考えます。そういう点で、今回、これを教訓にぜひ町としても、法務に関してもきちっと網を張り、また必要な措置ができるような体制をぜひ組んでいただきたいと考えますが、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今おっしゃいましたように、現在もそういうチェック等は行っておりますが、より一層のチェック体制を整えて、そのような法改定の部分につきましても十分チェックをかけていきたいというふうに考えます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 今後とも鋭意取り組まれるように要望して、私の質疑を終わらせていただきます。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

東議員。

○11番（東 充洋） 今のお話なんですけどね。都市環境部長のおっしゃっていた部分と、それから総務部長がおっしゃった部分とは内容が違うんですか。堀内さんの話でいったら、上程しなければならぬものをどっかで忘れていたと。で、今になったんだということなんですけど、そういうことなんですか。部長おっしゃったのは、この期間であつたら改正しなさいということでしたというから今回上げたんだというのが部長の説明でした。堀内さんの

質疑に対して、お答えは、今一方的に言ったんですけど、総務部長はそのとおりと、今後、鋭意努力していくということは、忘れていたということをおっしゃってるんですか。これ、はっきりさせてもらわんとちょっと話ややこしくなりますよ。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今のお尋ねでございますが、私が申ししたのは、今までも全体的なものにつきましては総務部総務課の方の係の方でやっておるところでございます。それと、今、堀内議員のご質問の中で、こういうものは町全体でチェックと申しますか、各担当でやっている部分、それから、それを全体的に見る部分の総務部ですけれども、その部分について、今後、より一層に強化を図ってチェック機能を果たしていくと、そういう意味で私の方は申させていただきます、さきの部分で都市環境部長が申された部分とは全く違うということでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） そやから、より一層今後はチェックの分も、今までやってきた以上にやりますよということだけですね。都市環境部長は、この法律を、今回、上程するに当たって、3月にやったところもあれば、今回また5月にということもございますというあれやったよね。

ところが、質問者の方は、抜けてたん違うかというのが質問の趣旨だったんです。抜けてたんですか。抜けてたんだったら僕も一言言わせてもらわなあかんし、答弁で今おっしゃってたように、3月、5月、出納閉鎖までかわかりませんが、次の6月の議会までは範囲として上程したらいいんですということが正解なのか、どっちなんですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） この条例改正につきましては、平成27年5月末までに条例改正すればいいですよというのが趣旨でございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） そしたら、質問者のおっしゃってたのはちょっと食い違っているところで理解していいですね。質問者は、これ、早急にしなければならぬものをしてなかったのではないかというのが趣旨だったというふうに思うんですけども、それとは違って、そういう範囲内でできるんですよというのがあるということで、今回、上程したということやから、当てはまらないということでもいいんですね、理解は。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） この期日の中で改正すればオーケーというところで、見逃していたという部分ではございません。ただ、堀内議員が先ほど指摘されておりましたように、そういうのは早くする方がいいんじゃないかというご指摘につきましては、今後はそういうふうな部分では検討させていただいたらどうかという部分の回答でございます。

○11番（東 充洋） 了解、オーケーです。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

ここでお諮りします。

上牧町の財政問題について調査、研究を進める上において、上牧町財政問題特別委員会の設置及び委員の選任についてこれを日程に追加し、追加日程第13として議題といたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、上牧町財政問題特別委員会の設置及び委員の選任について日程に追加し、追加日程第13として議題とすることに決定いたしました。

◇

◎上牧町財政問題特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（吉中隆昭） 追加日程第13、上牧町財政問題特別委員会設置及び委員の選任について、

これを議題といたします。

この提案は、上牧町の財政問題について調査、研究を行うことを目的としております。

よって、お諮りいたします。

委員会条例第5条の規定により、6名の委員で構成する上牧町財政問題特別委員会を設置し、これに伴う審査を付託して、その審査終了まで、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

よって、委員会条例第5条の規定により、6名の委員で構成する上牧町財政問題特別委員会を設置し、審査終了まで、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ただいま設置されました上牧町財政問題特別委員会の委員の選任方法について、どのように取り扱えばよろしいですか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

よって、委員の選任につきましては、議長一任と決定いたしました。

それでは、私の方から指名いたします。

上牧町財政問題特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第2項並びに第7条第1項の規定により、辻議員、遠山議員、牧浦議員、東議員、長岡議員、服部議員、以上6名を指名いたします。

委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いします。後ほど発表いたします。

続きまして、お諮りいたします。

上牧町のごみ処理問題について調査、研究を進める上において、上牧町ごみ処理問題特別委員会の設置及び委員の選任について、これを日程に追加し、追加日程第14とし、議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、上牧町ごみ処理問題特別委員会の設置及び委員の選任について日程に追加し、

追加日程第14として議題とすることに決定いたしました。



◎上牧町ごみ処理問題特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（吉中隆昭） 追加日程第14、上牧町ごみ処理問題特別委員会の設置及び委員の選任について、これを議題といたします。

この提案は、上牧町のごみ処理問題について調査、研究を行うことを目的としております。よって、お諮りいたします。

委員会条例第5条の規定により、7名の委員で構成する上牧町ごみ処理問題特別委員会を設置し、これに伴う調査を付託して、その審査終了まで、閉会中の継続審査とすることにしたと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、委員会条例第5条の規定により、7名の委員で構成する上牧町ごみ処理問題特別委員会を設置し、審査終了まで、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ただいま設置されました上牧町ごみ処理問題特別委員会の委員の選任方法について、どのように取り扱えばよろしいですか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、委員の選任につきましては、議長一任と決定いたしました。

それでは、私の方から指名いたします。

上牧町ごみ処理問題特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項並びに第7条第1項の規定により、服部議員、竹之内議員、康村議員、石丸議員、堀内議員、富木議員、辻議員、以上7名を指名いたします。

委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたします。後ほど発表いたします。

お諮りいたします。

静香苑環境施設組合同規約第5条の規定により、組合議員の選出について、これを日程に追加し、追加日程第15として議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、静香苑環境施設組合議員の選出について日程に追加し、追加日程第15として議題とすることに決定いたしました。



◎静香苑環境施設組合議員の選出について

○議長(吉中隆昭) 追加日程第15、静香苑環境施設組合議員の選出について、静香苑環境施設組合同規約第5条の規定により、組合議員の選出を行います。

お諮りいたします。

組合議員の選出について、どのような方法にすればよろしいですか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

よって、静香苑環境施設組合議員の選出につきましては、議長一任と決定いたしました。

それでは、私の方から指名いたします。

静香苑環境施設組合の組合議員として、東議員を選任したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま発表しましたとおり、東議員を静香苑環境施設組合議員に選出することに決定いたしました。

先ほど選任いたしました各常任委員会、議会運営委員会、IT会議、広報委員会の特別委員会の委員長、副委員長を互選していただきたいと思いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時31分

○議長（吉中隆昭） それでは、再開いたします。

各委員会の委員長、副委員長を互選いただきましたので、報告いたします。

総務建設委員会委員長に富木議員、副委員長に遠山議員。文教厚生委員会委員長に康村議員、副委員長に石丸議員。それから、議会運営委員会委員長に東議員、副委員長に辻議員。

IT会議キャプテンに東議員、副キャプテンに富木議員。広報委員会委員長に辻議員、副委員長に康村議員。それから、上牧町財政問題特別委員会委員長に辻議員、副委員長に牧浦議員。上牧町ごみ処理問題特別委員会委員長に堀内議員、副委員長に石丸議員。

以上でございます。委員長、副委員長の皆さん、よろしく願いいたします。

ここでお諮りいたします。

常任委員会については、委員会条例第2条の規定に基づく所管事務について、議会運営委員会については、議会運営について会議規則第74条の規定により、それぞれの委員長から、閉会中も継続して審査したいとの申し出があります。この申し出を日程に追加し、追加日程第16として議題といたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、常任委員会及び議会運営委員会各委員長からの申し出を日程に追加し、追加日程第16として議題とすることに決定いたしました。



◎常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について

○議長（吉中隆昭） 追加日程第16、常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について、これを議題といたします。

常任委員会については、委員会条例第2条の規定に基づく所管事務について、議会運営委員会については、議会運営について会議規則第74条の規定により、各委員長から、閉会中も継続して審査したいとの申し出があります。申し出のとおり、所管事項の調査について、閉会中も継続して調査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会及び議会運営委員会各委員長からの申し出のとおり、所管事項の調査について、閉会中も継続調査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議員の派遣について、これを日程に追加し、追加日程第17として議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣について日程に追加し、追加日程第17として議題といたします。



◎議員の派遣について

○議長（吉中隆昭） 追加日程第17、議員の派遣について、これを議題といたします。

本件については、議会議員が、行政分野にわたり、より専門的な知識を習得し、町民福祉の向上に寄与することを目的としています。平成27年度において、会議規則第73条第119条並びに上牧町議会議員研修及び行政視察に関する要綱第3条に基づき、議員を先進諸都市等の視察並びに研修会に派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、本件については、平成27年度に当町議会議員を先進諸都市等の視察及び研修会に派遣することに決定いたしました。

ただいま、町長から議会選出監査委員の選任について議案が提出されました。

お諮りいたします。

議会選出監査委員の選任について、この議案を日程に追加し、追加日程第18として議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、議会選出監査委員の選任について、これを日程に追加し、追加日程第18とし

て議題とすることに決定いたしました。

堀内議員の退場を願います。

(9番 堀内英樹 退場)



◎議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 追加日程第18、議第2号 議会選出監査委員の選任について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 議第2号 議会選出監査委員の選任について。

下記の者を議会選出監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成27年5月12日提出 上牧町長 今中富夫。

記。北葛城郡上牧町、堀内英樹。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（田中一夫） 議第2号 議会選出監査委員の選任につきましては、本町監査委員のうち、議会の議員からの選出として、引き続き堀内英樹議員を選任したいので、ご同意を求めるものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

堀内議員の入場、お願いします。

（9番 堀内英樹 入場）



◎閉会の宣告

○議長（吉中隆昭） 以上で、本臨時会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会は閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

町長。



◎町長の挨拶

○町長（今中富夫） 全議案、承認、同意、議決をいただきましてありがとうございます。

また、本日議長、副議長、各常任委員会、特別委員会の議員さんがそれぞれ選ばれました。これから住民の期待に応えられるよう、理事者側もしっかりと頑張っていきたいというふうを考えておりますので、これから議会の場が活発な議論の場となりますよう、皆さん方に特段のご理解とご協力をお願いして、閉会のご挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） これをもちまして、平成27年第1回上牧町議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、ご苦勞さまでございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

閉会 午後 1時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

新 議 長 吉 中 隆 昭

臨 時 議 長 堀 内 英 樹

署 名 議 員 遠 山 健 太 郎

署 名 議 員 竹 之 内 剛